

ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業

ひとり親家庭のお母さんやお父さん、お子さんの学び直しを支援し、よりよい条件での就職や転職につなげるため、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座を修了したとき及び合格したときに、講座の費用の一部を支給します。

支給対象

安芸高田市内に住所を有するひとり親家庭の母または父、ひとり親家庭のお子さんで次の要件の全てを満たす方

(高校卒業者及び大検等すでに大学入学資格を取得している方は対象外)

<お母さん、お父さんの場合>

- ①20歳未満の子どもを扶養している方
- ②児童扶養手当の受給者、又は同等の所得水準にある方
- ③過去にこの事業による高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を受けていない方

<お子さんの場合>

- ①お母さん、お父さんが児童扶養手当の受給者、又は同等の所得水準にある方
- ②20歳未満の方
- ③過去にこの事業による高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を受けていない方

支給額

- ①受講修了時給付金
対象講座の受講を修了したとき

受講費用の2割
(上限10万円)

- ②合格時給付金
受講修了後2年以内に
全科目合格したとき

受講費用の4割

最大 受講費用の6割
(上限15万円)

手続き

☆支給申請前に事前相談が必要です。

※講座の受講前にあらかじめ市から受講する講座の指定を受ける必要があります。

必ず受講開始前にご相談ください。(事前相談なく、受講を開始した場合については支給の対象となりません。)

～高等学校卒業程度認定試験とは～

様々な理由で、高等学校を卒業していない人のために、高等学校を卒業した人と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験(年2回実施)です。合格者は大学・短大・専門学校の受験資格が得られます。また、就職や資格試験に活用することができます。

認定試験の日程等詳細につきましては、文部科学省のホームページをご覧ください。

【文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課】

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/

《お問い合わせ先》

安芸高田市役所 福祉保健部
子育て支援課 児童福祉係
TEL:0826-47-1283